

授業について

1. セメスター制

本学は1学年を前期・後期にわけて履修するセメスター制を取り入れている。ひとつのセメスターは15週分の授業にあたる。

2. 授業時間

授業時間は90分を1時限とする。

| | |
|------------|-------------|
| 第1時限 | 09:10～10:40 |
| 第2時限 | 10:50～12:20 |
| Lunch Time | 12:20～13:10 |
| 第3時限 | 13:10～14:40 |
| 第4時限 | 14:50～16:20 |
| 第5時限 | 16:30～18:00 |

※集中講義等の時間割は、別に掲示にて連絡する。

3. 授業の出席について

授業の出席の確認は担当教員により、呼名・出席カードの提出などによって厳格に行う。単位修得のためには、各授業とも全授業回数の基本的に“3分の2以上の出席”が必要である。

授業を受けるに際し、授業の妨げになるような言動や私語はつつしむこと。携帯電話等は呼び出し音が鳴らないようにしておき、使用しない。

※注意をしても、改善されない場合は、その教室（授業）から退出を命ずることがある。

4. 授業の欠席について

欠席回数が全授業回数の3分の1を超えた場合、試験の評価や論文・レポートなどの評価を行わない。したがって、成績評価は「欠課」となり、単位の修得は認めない。

なお、看護学専攻、リハビリテーション学専攻、専攻科の実習科目については、5分の4以上の出席を必要とする。

5. 公欠（欠席の配慮）の扱いについて

※公欠は以下の場合とし、その認定は学長または専攻長が行う。

- ・ 採用試験当日及び編入試験当日 [受験先の証明書]
- ・ 公式な依頼要請のあった行事への参加期間（国際交流活動等）
- ・ その他学長または専攻長が相当と認めた期間

6. 遅刻・早退について

授業開始後20分までに教室に入室した場合は遅刻と認める。授業終了予定時刻20分前以降に教室を

退出する場合は、事前の申し出により早退と認める。遅刻・早退はその種別なく合算し、計3回をもって1回の欠席とみなされます。

※交通機関遅延による遅刻（20分以上の遅刻含む）

当該交通機関窓口発行の遅延証明書を当日中に授業担当教員へ提出することで遅刻と認められることがあります。授業時間に間に合わないほどの遅延の場合は、翌授業回に授業担当教員へ提出してください。授業へは出席できなかったということで欠席とはなりますが事情は考慮されます。

なお、遅延証明書（紙媒体）の窓口発行を廃止している交通機関については、ホームページ上の遅延証明書と学生証裏面（現住所・通学区間等記載済）の両方を授業担当教員へ提示してください。

7. 忌引の扱いについて

親族が死亡した場合は、下記の日数（土・日・祝祭日も含める）以内の忌引が認められる。

| 親等 | 日数 | 本人との関係 |
|-----|----|---------------|
| | 7日 | 配偶者 |
| 1親等 | | 両親、子ども |
| 2親等 | 3日 | 兄弟、姉妹、祖父母 |
| 3親等 | 1日 | 甥、姪、曾祖父母、伯叔父母 |

8. 出席停止について

学校保健安全法施行規則に定められた学校において予防すべき感染症にかかった場合、その出席停止の期間の基準に従い出席停止とする。なお、定められた伝染病の種類は、

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群

（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）

第2種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

出席停止の期間の基準の改定

- インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。

- 百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

9. 欠席願について

正当な理由のある欠席は、「欠席願」に必要事項を記入し担任に提出する。「公欠」「忌引」「出席停止」のいずれかを認めた場合は、担任から「欠席カード」を受け取り、授業担当教員に提出すること。また、欠席する日の前後一週間の期間で提出することを原則とする。欠席した日から相当の日数が経過して提出しても受理できないこともあるので注意すること。

なお、事務局への電話等による欠席連絡は受け付けない。

10. 休講について

本学の行事または担当教員の事情により、授業が休講になる場合は掲示で通知する。

天候の異変、交通ストライキ等の場合は、以下の規定の通り。(電話による問い合わせはしないこと。)

① 天候の異変

- * 台風等の接近で、奈良県北部、大阪府のいずれかに暴風警報が発令された場合
(※近畿圏であっても奈良県北部および大阪府以外の発令は、平常授業を行う。)
(※他の警報だけの場合は、平常授業を行う。)
(※警報発令中に登校する場合は、十分安全に留意すること。) 当日の処置
- * 午前7時までに暴風警報が解除されたとき、平常通り、1時限から授業を行う。
- * 午前7時以降11時までに、暴風警報が解除されたとき、1・2時限休講、3時限から授業を行う。
- * 午前11時以降、暴風警報発令中のとき、終日休講とする。
(※授業中に暴風警報が発令された場合は、学長が判断し、指示を行う。)
- * 看護学専攻、こども教育専攻、リハビリテーション学専攻、専攻科の実習中においては、別途指示をする。
- * 特別警報が出た場合、住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる。

② 交通ストライキ・事故等

- * 午前7時の時点において、交通ストライキ・事故(災害によるストップ含む)等によってJ R 大和路線、和歌山線及び近鉄生駒線、田原本線の運行が著しく乱れ授業が成立しない状況と判断した場合、第1時限もしくは第2時限の授業を休講とする。
- * 午前11時の時点において、まだ上記の状況が続いている場合、第3時限以降の授業を休講とする。

1 1. 補講について

休講した授業内容を補う場合、あるいは担当教員が必要と判断した場合には、適宜補講を実施する。この場合は掲示等によって連絡する。

1 2. 集中講義について

科目によっては、ある一定期間内に集中して授業を行う場合がある。この場合は掲示等によって連絡する。

1 3. 教員との連絡について

授業や試験に関する質問やその他の相談で教員と連絡を取りたい場合は、各専攻共同研究室に行って確認する。なお、非常勤の教員との連絡はできるだけ受講している授業の終了直後の時間を利用する。